

○浜田市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

平成23年3月18日告示第27号

改正 平成24年3月30日告示第73号

平成26年3月20日告示第30号

平成28年3月31日告示第50号

平成29年3月22日告示第40号

平成30年3月16日告示第35号

令和2年3月19日告示第51号

令和2年3月31日告示第65号

(目的)

第1条 この告示は、市内の工務店等を利用して住宅のリフォーム工事を行う者に対し、その工事に要する費用の一部を補助することにより子ども、高齢者、身体障害者又はU・Iターン者が属する世帯（以下「子育て世帯等」という。）の居住環境の向上を図り、もって空き家の増加の抑制、移住及び定住基盤の整備並びに住宅関連産業の振興に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 専ら自己の居住の用に供する一戸建て住宅及び集合住宅（専有部分に限る。）をいう。
- (2) 併用住宅 個人住宅及び店舗、事務所等の部分が同一棟に併設されている建築物をいう。
- (3) リフォーム工事 既存の住宅の安全性、耐久性又は居住性の向上のために行う増築（10平方メートル以内のものに限る。）、修繕、模様替え及び設備改善をいう。
- (4) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (5) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (6) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の身体障害者をいう。
- (7) U・Iターン者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 現に市内に住所を有しない者であって、市外に引き続き5年以上住所

を有するもの

イ 市内に住所を有して1年を経過しない者であって、当該市内に住所を有する前に市外に引き続き5年以上住所を有するもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有する者(前条第7号アに該当する者にあつては、補助の対象となるリフォーム工事(以下「補助対象工事」という。)が完了した後に市内に住所を有することとなる者)であつて、補助対象工事を行うものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、補助対象者が市内に所有する個人住宅又は併用住宅の個人住宅部分(住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置している個人住宅又は個人住宅部分に限る。)であつて、子育て世帯等が居住し、又は居住することとなるものとする。ただし、既にこの告示による補助を受けた住宅を除く。

2 補助対象者は、前項の住宅が昭和56年5月31日以前に着工されたものである場合は、当該住宅について耐震診断(財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」により住宅の耐震性について耐震診断技術者(島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録されている者及びこれと同等の技術を有していると認められる者をいう。)が判定する診断をいう。)を行うよう努めなければならない。

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) リフォーム工事に要する費用(家具(構造上家屋と一体になっているものを除く。)、家電製品その他の物品の購入及びその設置に要する費用を除く。)の額(併用住宅の場合においては、個人住宅部分のリフォーム工事の額)が、20万円以上のものであること。

(2) 子ども、高齢者、障害者又はU・Iターン者の居住の用に供する部分のリフォーム工事であること。

(3) 補助対象工事を施工する事業者(以下「工務店等」という。)が、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であること。

(4) この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助対象工事が完了すること。

(補助要件)

第6条 補助の対象となる事業要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第9条の規定による交付決定を受けた後に当該補助対象工事に着工すること。
- (2) その他市長が必要と認める要件
(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用（他の同種の補助金等の交付を受けて行う部分の工事に要する費用を除く。）の額の10分の1の額（補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、20万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。
(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 住宅の位置図及び平面図等
- (3) 施工箇所の写真（リフォーム工事実施前）
- (4) 身体障害者手帳等の写し（身体障害者が属する世帯に係る場合に限る。）
- (5) 戸籍の附票等の写し（U・Iターン者が属する世帯に係る場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類等
(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、住宅リフォーム助成事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事が完了したときは、速やかに住宅リフォーム助成事業実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 施工箇所の写真（リフォーム工事実施後）
- (3) その他市長が必要と認める書類等
(交付額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書の審査、実地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅リフォーム助成事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年3月18日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年3月30日告示第73号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の浜田市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日告示第30号）

この告示は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第50号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第40号）

この告示は、平成29年3月22日から施行する。

附 則（平成30年3月16日告示第35号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日告示第51号）

この告示は、令和2年3月19日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第65号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

浜田市長 様

申請者 住 所

氏 名



電話番号

住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書

住宅リフォーム助成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり浜田市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

住宅の所有者の氏名(続柄)			
住宅の所在地			
工務店等の名称及び所在地等			
建築物の種類	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> マンション等の集合住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等との併用住宅		
既存住宅の着工履歴	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以後の着工 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の着工		
住宅に居住している(する)方に右欄に該当する方がおられますか(該当する方全てに <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください)	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> U・Iターン者		
施工予定箇所及び工事内容			
見積金額(税込み)	円	工事期間	着工
補助金交付申請額	円	(予定)	完了
確 認 事 項	上記工事について、他の同種の補助を受けていますか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	これまでに「住宅リフォーム助成事業補助金」を受けたことがありますか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	上記住宅には、住宅用火災警報器等が設置されていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	上記の「昭和56年5月31日以前の着工」に <input checked="" type="checkbox"/> チェックした方にお聞きします 耐震診断又は耐震改修工事を行いますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	上記の質問で「いいえ」に <input checked="" type="checkbox"/> チェックした方にお聞きします 浜田市には、耐震工事等を行う場合の補助制度がありますが、知っていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	補助金の交付決定に際して市長があなたの市税の納付状況、課税資料等について調査することに同意しますか	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
添付書類	(1) 見積書の写し (2) 住宅の位置図及び平面図等 (3) 施工箇所の写真(リフォーム工事実施前) (4) 身体障害者手帳等の写し(身体障害者が属する世帯に係る場合に限る。) (5) 戸籍の附票等の写し(U・Iターン者が属する世帯に係る場合に限る。) (6) その他		

様

浜田市長



住宅リフォーム助成事業補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました住宅リフォーム助成事業補助金の交付について、下記のとおり決定(却下)しましたので、浜田市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

2 交付金額 円

3 交付条件

(却下理由)

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所
氏 名



住宅リフォーム助成事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって、交付決定のあった住宅リフォーム助成事業の実績について、次のとおり浜田市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

住宅の所在地					
建築物の種類	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> マンション等の集合住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等との併用住宅				
施工箇所及び工事内容	(申請と比べて変更がある場合のみ記入)				
工事金額(税込み)	円	工 事 期 間	着工 完了	年 月 日	年 月 日
交付決定通知額	円			年 月 日	年 月 日
添付書類 (1) 領収書の写し (2) 施工箇所の写真(リフォーム工事実施後) (3) その他					

上記のとおりリフォーム工事が完了したことを証明します。

年 月 日

工務店等(施工業者) 所在地(住所)
名称
代表者氏名
電話番号



様

浜田市長



住宅リフォーム助成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました住宅リフォーム助成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定通知額	円
2 補助事業の対象経費の精算額	円
3 補助金の交付確定額	円
(交付決定通知額) - (交付確定額)	円

様式第5号(第12条関係)

住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、確定通知のあった補助金

浜田市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第12条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住 所
氏 名



補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預 金 種 目	1 普通	2 当座	3 その他()				
口 座 番 号							
口 座 名 義 人	フリガナ						
						